

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 小林 健

過量なので解約したい！～配置薬事業者からビタミン剤1年分～

事例

母が配置薬事業者に薬や健康食品などを勧められて契約したことがわかった。半年前に1年分のビタミン剤約5万円を6回の分割払いで契約し、2か月に1回、年金支給日に事業者が集金に来ているようだ。高額なので支払いも大変な上、必要ないものなので数年前に置いていった配置薬も含め引き上げてほしいと事業者に言ったが、聞き入れてくれなかったと言う。契約書はもらっている、未開封分だけでも解約したい。（50代女性）



消費者へのアドバイス

- ◆訪問販売の場合、法律で定められた内容を記載した契約書面を交付しなければなりません。契約書面を受取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- ◆健康食品などの消耗品の場合、書面に「購入した商品を使用するとクーリング・オフができない」旨の記載があり、消費者が自らの判断で使用した場合、クーリング・オフができません。
- ◆法律では、同種の商品やサービスについて日常生活において通常必要とされる分量・回数・期間を著しく超える契約を「過量販売」とし、契約した日から1年間は契約を解除できます。
- ◆健康食品や医薬品は、本当に必要かどうかをよく考え、持病の薬との飲み合わせもあるため、購入の際は医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◆ご心配なときは消費生活センターまでご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日